

# 栃木県医療政策課 YouTube「栃木県在宅医療チャンネル」運用方針

令和5（2023）年4月25日  
栃木県保健福祉部医療政策課

## 1 目的

本方針は、栃木県保健福祉部医療政策課在宅医療・介護連携担当が運用する「栃木県在宅医療チャンネル（以下「当チャンネル」という。）の運用に関する事項について定める。

## 2 基本方針

当チャンネルは、主に、医療施策課在宅医療・介護連携担当が作成した研修会、説明会及び講演会等に関する動画の配信を通じて、効果的に視聴者の理解促進を図ることを目的とする。

動画は専ら情報発信のみを行い、動画に対するコメント等の投稿を制限して運用する。

## 3 運用方針

(1) 当チャンネルは、医療政策課在宅医療・介護連携担当の職員が運用するものとする。

(2) 当チャンネルは、次の情報を発信する。

ア 医療政策課在宅医療・介護連携担当が作成した研修会、説明会及び講演会等に関する動画（※）

イ その他、医療政策課長が必要と認めた動画

※ 3(2)アに関する動画は、動画の視聴に係るリンクの通知を受けた方のみが視聴できる「限定公開」を基本とする。

## 4 知的財産権

当チャンネルに掲載している個々の情報（動画等）に関する知的財産権は、栃木県又は原作者に帰属する。

また、内容について、「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

## 5 運用方針の周知・変更等

本方針は、栃木県のホームページに掲載し周知する。また、本方針は必要に応じ変更するものとし、変更した場合は同ホームページを通じて周知する。